

令和5年 第9回

南会津町農業委員会総会議事録

期 日 令和5年9月19日（火）

会 場 南会津町伊南会館

南会津町農業委員会事務局

南会津町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和5年9月19日(火) 午後1時30分
- 2 開催場所 南会津町伊南会館 3階 大集会室
- 3 出席した委員

農業委員 9名

1 番	星 隆 一	3 番	平野 恒 二	4 番	馬 場 崇 裕
5 番	湯 田 重 行	6 番	湯 田 義 三	7 番	星 洋 一
9 番	渡 部 一 男	10 番	湯 田 孝 義	11 番	室 井 文 一

農地利用最適化推進委員 13名

田島第1	渡部 昭雄	田島第2	星 修 二	田島第3	星 仁
田島第7	野中 勉	田島第8	平野 信行	田島第10	渡部 和幸
田島第11	猪俣 忠久	館岩第2	芳賀 久	館岩第3	芳賀 敏
伊南第1	八須賀 智	伊南第2	星 博 孝	南郷第1	五十嵐 和
南郷第3	五十嵐敏章				

- 4 出席した事務局職員

事務局長	菅家 康夫	農地振興管理係長	芳賀 隆徳	職員	長谷川 春奈
------	-------	----------	-------	----	--------

- 5 議 事

- 日程第1 欠席委員の報告について
- 日程第2 議事録署名委員の指名について
- 日程第3 報告第1号 会務報告について
- 日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第2号 現況確認証明申請について
- 日程第6 議案第3号 農用地利用集積計画決定について

6 会議の概要

	<p>事務局長が開会を告げ会長が挨拶をした後、南会津町農業委員会総会 会議規則第5条第1項の規定に基づき、会長が議長となり議事に入る。</p>
議 長	<p>それでは、只今から議事に入ります。</p> <p>日程第1「欠席委員の報告」であります。会議規則第4条の規定により、欠席の届け出がありました農業委員は、2番、芳賀美紀委員、8番、酒井圭委員であります。本日の出席委員は9名ですので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による過半数に達しております。</p> <p>また、会議規則第10条の規定により、農地利用最適化推進委員に出席を求めたところ、13名に出席していただいております。</p>
議 長	<p>続きまして、日程第2「議事録署名委員の指名について」であります。会議規則第20条第2項の規定により、5番、湯田重行委員、6番、湯田義三委員を指名いたします。両名には、本総会における議事録への署名をお願いいたします。</p>
議 長	<p>日程第3「報告第1号 会務報告について」を議題といたします。 事務局からご報告をお願いします。</p>
事務局	<p>(事務局長 報告)</p>
議 長	<p>只今事務局から会務の報告がありましたが、ご質疑等がございましたら挙手願います。ありませんか。</p>
9 番	<p>(渡部一男) 地域農業相談会の内容確認</p>
職務代理	<p>(湯田孝義) 内容報告</p>
田 島 1	<p>(渡部昭雄) 7月に伊南で行われた相談会の内容確認</p>
1 番	<p>(星隆一) 内容報告</p>
議 長	<p>他に質問はございませんか。 質疑がないようですので、会務報告を終わります。</p>
議 長	<p>次に、日程第4「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事件番号1について、地区担当調査員の南郷第3区、五十嵐敏章推進委員から調査結果の説明をお願いします。</p>
南 郷 3	<p>(五十嵐敏章) 南郷3区の五十嵐です。農地法第3条、**地区の案件です。9月11日に電話で調査を行いました。譲渡人は、●●●●さん、◆歳で会社員になります。住所は、***町**字*****番地。譲</p>

受人は、〇〇〇〇さん、◇歳で▽▽業をやっております。住所は、** **町** **字** **番地。土地の所在は、**字***番*、地目は田、面積は□□㎡、農用区域外の農地になります。申請理由、譲渡人は、高齢化により経営規模縮小により△△△△円で売り渡し、所有権の移転を行い、譲受人は、当該申請農地を買い受け経営規模の拡大を行うものです。次に、農地法第3条の許可条件の各要件の状況についてですが、1点目の必要な農作業に従事する農作業常時従事要件につきましては、申請書の内容を聞き取りましたところ、譲受人本人200日、長男が50日となっており、目安としている年間150日の農作業常時従事要件に問題はありませんでした。2点目、地域との調和要件につきましては、同地区内には集落営農等の組織や他の農業者の集積、農地の分断等、他の農地の利用に影響を与えることはないと考えられます。譲受人は、既に同地区内で耕作されているので問題はないと思われます。3点目、農地の全てを効率的に耕作する全部効率要件につきましても、トラクター等を保有しておりますので、当該申請農地を含め、全て効率的に耕作管理することに問題はないと思われます。最後に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は、法人ではありませんので問題はありません。

以上、調査の結果、許可が相当だと判断されますので、審議のほどお願いいたします。以上です。

議 長 説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。
発言のある方は、挙手願います。
本案に対してご質疑ございませんか。

議 長 (「ありません」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。事件番号1について、原案のとおり決定すること
にご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、事件番号1については、原案のとおり決定いたしま
した。

議 長 次に、事件番号2を議題といたします。地区担当調査員の田島第1区、
渡部昭雄推進委員から調査結果の説明をお願いします。

田 島 1 (渡部昭雄) 9月10日に直接本人とお話ししました。譲渡人は、●●●
さん、85歳。譲受人は、〇〇〇〇〇さん、64歳、会社員です。譲渡人、
●●●さんが85歳と高齢で、野菜を作っていたのですが、この年で体が
動かないということで、この畑の近くの〇〇〇さんに譲りたいというこ
とで、〇〇〇さんも引き受けたい。奥さんと二人で野菜を作りたいとい
うこととございます。機械は、草刈機しかもっていません。ただ、近
くに耕運機とかトラクターを持っている方がいらっしやいますので、そ
の方に耕していただくということとございました。面積も非常に少ない

です。合わせると□□㎡くらいです。この畑は、3筆ございます。□㎡、□㎡、□㎡、当該申請地全て、農振地域外の土地でございまして、特に問題はございません。農作業の日数ですが、目安の150日以上ということで、問題はございません。他の農地への問題ということで、影響を与えることはございませんでした。譲受人は、個人ですので法人ではございません。特に問題はございません。以上でございます。

議 長 説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。
発言のある方は、挙手願います。
本案に対してご質疑ございませんか。

5 番 (湯田重行) 場所的には、**ですが、どの辺でしょうか。

田島 1 (渡部昭雄) **にお寺があります。**寺です。そこの通りを***通りというのですが、ガソリンスタンドがありまして、駅の方に向かっていくと**寺があるのですが、その近くです。

5 番 (湯田重行) □□㎡にしては、随分高い気がするのですが。

田島 1 (渡部昭雄) 3筆で□□㎡です。私も金額を見たら△△△△△円です。ましてや畑です。住宅の中なので、当人に聞いてみました。○○○さんと●さんの方に。こちらは、当人の問題で、我々が口を出すことはできませんが、当人が納得しているということでしたので、私は何も言えません。

議 長 他に質問はございませんか。

(「ありません。」の声あり)
議 長 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。事件番号2について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)
議 長 異議なしと認め、事件番号2については、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、事件番号3を議題といたします。地区担当調査委員の館岩第2区、芳賀久推進委員から調査結果の説明をお願いします。

館岩 2 (芳賀久) 9月9日に譲渡人と直接お話ししまして、譲受人は、電話で調査いたしました。譲渡人は、●●●●さん、***番地。譲受人は、○○○さん、*****区。所在地ですが、***番、□□㎡、**番、□□㎡です。譲渡しは、相手方の要望ということですが、譲受人については、隣接する空き家があるのですが、それを購入され、定住予

定ということで承ってきました。農地法3条の許可の各要件の状況についてですが、1点目、必要な農作業に従事する農作業常時従事要件につきましては、申請書の内容を聞き取りしましたところ、譲受人本人150日となっており、目安としている年間150日の農作業常時従事要件は問題ありませんでした。2点目、地域との調和要件につきましては、同地区内に集落等の組織や他の農業者の集積、農地の分断、他の農地利用に影響を与えることはないと考えられます。3点目、農地の全てを効率的に耕作する全部効率要件につきましては、現在農機具等は持っていませんが、耕運機を導入予定であります。当該申請農地を含め、全てを効率的に耕作することに問題ないと思われれます。最後に、農地所有適格法人の要件については、譲受人は法人ではありませんので問題ありません。以上、調査の結果、許可が相当であると判断されますので、審議お願いいたします。

議 長 説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。
発言のある方は、挙手願います。
本案に対してご質疑ございませんか。

6 番 (湯田義三) 譲受人の農業体験とは。

舘岩 2 (芳賀久) これについては、言わば家庭菜園になると思います。定住を予定されているということで、ここでは農業体験となっておりますが、家庭菜園となります。

議 長 他に質疑はございませんか。

議 長 (「ありません。」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。事件番号3について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、事件番号2については、原案のとおり決定いたしました。
以上で、議案第1号の審議を終了いたします。

議 長 続きまして、日程第5「議案第2号 現況確認証明申請について」を議題といたします。
事件番号1について、地区担当調査員の南郷第3区、五十嵐敏章推進委員から調査結果の説明をお願いします。

南郷 3 (五十嵐敏章) 現況確認証明、*****地区の案件でございます。9月14日に本人と電話をして調査し、確認のために9月18日に現場に行きました。申請人は、●●●●●さん、***字****番地、土地の

所在は、***字****番*、地目は田、現況は宅地、面積は□□㎡です。農用地区域内の農地です。申請理由は、土地地目変更登記申請の為。経緯の説明ですが、申請地は、登記簿上の地目が田になっています。申請人の幼少の頃からの話では、当該申請地の現況が田になっていた記憶は全くなく原野でした。申請地の南側及び北東側は、亡き父が経営していた会社の建物の敷地で宅地です。申請地は、それらの土地の間にある面積で、わずかな三角形の土地です。当該申請地は、年月日不詳ですが、▽▽工事業等を経営していた亡き父の会社で事業に必要な資材を置くようになり、会社の建物の敷地の一部として使用するようになりました。その後も継続して使用されており、非農地化していますので、現況確認証明により土地地目変更登記を行うためです。次に、現況確認証明の許可の条件4つについて説明します。1点目、山林、原野化あるいは宅地化し、農地に復元することが著しく困難な土地であることについてであります。申請地は、▽▽工事業等の資材置場として整地されており、現在も継続使用されているため、農地への復旧は適切ではないと思われれます。2点目、農地転用の許可を受けた土地、農地法の規定や許可の条件に違反する状態の土地ではないことにつきましては、事務局に確認していただいたところ、農地転用の許可を受けた経過はみられませんでした。また、無断転用であるというような状態について、行政から指摘した経過もありませんので問題はありませぬ。3点目、農用地区域内の農地ではないことにつきましても、事務局に確認していただきましたが、農用地区域内の農地ですが、農地法第2条第1項及び農地法の施行について、別記第1の第2条関係の1に定める農地についての定義に記載されている農地に当たらないため、証明の対象となるものとして問題はありませぬ。最後に4点目、非農地化してから20年以上その状態が継続しているという点につきましては、申請書に記載のあるとおり、平成8年以降、資材置場として砂利敷き、整地が行われており、耕作されず現在に至っている状況ですので、非農地化しているものと思われれます。以上の調査の結果、証明が相当であると判断されますので、ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議 長 説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。
発言のある方は、挙手願ひします。
本案に対してご質疑ございませぬか。

議 長 (「ありませぬ。」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。事件番号1について、原案のとおり決定すること
にご異議ございませぬか。

議 長 (「異議なし。」の声あり)
異議なしと認め、事件番号1については原案のとおり決定いたしました。

- 議 長 次に、事件番号2を議題といたします。
地区担当調査員の田島第1区、渡部昭雄推進委員から調査結果の説明をお願いします。
- 田島 1 (渡部昭雄) 9月10日頃に、電話で状況を確認してまいりました。また、現地の方に向かいまして、現地確認をいたしました。申請人は、●●●●さん、現在は**の方に住んでいらっしゃいます。高齢ですので、住宅管理人の◎◎◎◎さん、**の方ですが、その方と電話で状況を確認してまいりました。土地の所在地は、****番*、地目は畑、現在、宅地になっております。面積は□□㎡。申請理由は、地目変更ということです。状況といたしましては、昭和56年6月に住宅と物置を建てまして、現在に至っております。周りは非常に住宅化しておりまして、今更農地に変更するということは、私は無理だと判断いたしました。もう、20年以上経っておりますので、戻すのは無理、難しいと私は判断いたしました。以上で終わります。
- 議 長 説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。
発言のある方は、挙手願います。
本案に対してご質疑ございませんか。
- 議 長 (「ありません。」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。事件番号2について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
- 議 長 (「異議なし。」の声あり)
異議なしと認め、事件番号2については、原案のとおり決定いたしました。
以上で、議案第2号の審議を終了いたします。
- 田島 1 (渡部昭雄) 今の件の絡みですが、結局無断で家を建てているんですよ。私は、何年も農業委員をやっていますが、こういうケースが非常に多いです。今頃になって、宅地に地目変更をしたい。本当は違反ですよ。家を建てるといのは、どうしてこういうことが起こるのでしょうか。家を建てるといことは、申請をしますよね。その時、大工さんたちは、こういう状況は知っていますよね。農地から宅地に変えなければ家は建てられませんとか。非常にこういうケースが多いです。前の農業委員は、何をやってたのだらうと私は思っています。以上です。
- 議 長 今の件につきまして、局長。
以前は、こういう無断で違反的にやっていたのがいっぱいあって、今は、建築法で厳しくやっているのではないか。昔は、分かってやっていたのか。

事務局 (局長) 現在、現況確認証明申請で上がってくるものは、ほとんどそのような形で上がってきております。ただ、極端な話を言いますと、昔ど
ういう指導だったのか、その辺は存じ上げておりませんが、違法である
ことに間違いはないと思います。昔の話をするというよりは、今現在の
委員さん、推進委員さんが、やはりこのような違反転用がないような形
の現地調査なり指導をしていただくというのが、これから先、このよう
なことが解消されるのかなと思っております。どうしても以前の話さを
れてしまいますと、今どうのこうのというのは、なかなか申し上げられ
ないですが、今後、やはりそういうのは、委員さん、推進委員さんが協
力をさせていただきながら、無くしていくというような方向性で考えてい
ただければと思います。

議長 それでは、議案のとおり決定して、終了したいと思います。

議長 続きまして、日程第6「議案第3号 農用地利用集積計画決定につい
て」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いいたします。

事務局 (長谷川) 私から、議案第3号の農用地利用集積計画決定について説明させ
ていただきます。初めに、議案書7ページをご覧ください。利用権設定
9月分について、再設定、なし、新規、田、4筆、□□㎡、以上となっ
ております。こちらは全て、使用貸借権となっております。利用権設定
の一覧は、次のページ8ページにあります。最後に、農地中間管理事
業の集積計画一括方式による利用権設定ですが、今月は、なしとなっ
ております。以上です。

議長 説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。
発言のある方は、挙手願います。
本案に対してご質疑ございませんか。

議長 (「ありません。」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ござい
ませんか。

議長 (「異議なし。」の声あり)
異議なしと認め、本案は原案のとおり決定いたしました。
以上で、議案第3号の審議を終了いたします。
総会に付議されました議事案件は、全て終了いたしました。

議長 次に、次回総会までの業務日程について、事務局より説明をお願いし
ます。

事務局 (局長 説明)

議 長 説明が終わりました。何か質問はございませんか。
無ければ、その他に入ります。皆さんから何か、ご意見がありましたら、お願いいたします。

議 長 無いようですので、代理の方から閉会の言葉をお願いいたします。

職務代理 (湯田孝義) 大変、稲刈り前の忙しい時期に参集いただきまして、ありがとうございます。まだまだ、残暑厳しいですが、体調管理に気を付けていただきたいと思います。以上で、会議を閉じます。

閉会 午後 2時10分

上記のとおり、会議次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確であることを証明するためここに署名する。

議 長

5 番

6 番